

別記様式

公述申出書

私は来る8月30日に開催される菊池都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（菊池都市計画区域マスタープラン）に関する公聴会で下記の趣旨の公述をしたいので申し出ます。

平成15年 月 日

熊本県知事 潮谷 義子 様

公述申出人 住所 (郵便番号)
氏名 印 (電話番号)
年齢
職業

意見の要旨及びその理由（別紙）

(注意)

- 1 公述申出書は、A4版（タテ約29.5cm×ヨコ約21cm）とし横書きとすること。
- 2 意見の要旨及びその理由は、A4版400字詰原稿用紙等1枚に簡潔に記載のこと。

熊本県公告第572号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定に基づき、大津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（大津都市計画区域マスタープラン）に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成15年8月8日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 都市計画の種類
大津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（大津都市計画区域マスタープラン）
- 2 開催日時
平成15年8月31日（日曜日）午前10時から
- 3 開催場所
大津町生涯学習センター中会議室 大津町引水62
- 4 対象市町
大津町
- 5 公述の申出について
大津都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入のうえ、来る8月26日までに、熊本県菊池地域振興局土木部企画調査課（菊池市隈府1272-10）に提出しなければならない。
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は公述できない。また、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。この場合、その旨を本人に通知する。
公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。
- 6 傍聴について
傍聴希望者は、公聴会の開催予定時刻までに、開催会場において受付のうえ、会場に入ることができる。
入場は受付順とし、20人程度入場できる。
なお、会場には駐車場がないので、公共交通機関を利用のこと。
- 7 開催の中止について
前記5の公述の申出がない場合には、開催を中止する。
- 8 関係図書の縦覧期間
平成15年8月8日から平成15年8月29日まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日の閉庁日を除く）
- 9 関係図書の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課
熊本県菊池地域振興局土木部企画調査課
大津町役場都市計画課
- 10 公聴会に関する問い合わせ先
熊本県土木部都市計画課
熊本県菊池地域振興局土木部企画調査課
（電話 0968 - 25 - 4111 内線 574）